

第 6 3 回 広島・香川連合海区
漁業調整委員会議事録

令和 7 年 2 月 2 5 日 (火)

第63回 広島・香川連合海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和7年2月25日（火）午後1時53分から午後2時19分

2 開催場所 香川県高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

3 委員総数及び出席委員数

委員総数 12名

出席委員数 11名

4 出席委員

【香川海区】

委員	北尾	登史郎
委員	山本	浩智
委員	山口	豊
委員	松本	伊三郎
委員	嶋野	勝路
委員	松本	悟

【広島海区】

委員	北田	國一
委員	高橋	勝盛
委員	濱松	照行
委員	箱崎	照男
委員	山田	正通

5 関係出席者

【広島海区】

農林水産局水産課

課長	横内	昭一
(事務局長兼務)		

東部農林水産事務所水産課

主査	三浦	健太郎
----	----	-----

海区委員会事務局

課長	横山	憲之
次長	福地	博子
主任	中林	扶美子
技師	房尾	奈生子

【香川海区】

農政水産部水産課

課長	柏山	浩史
----	----	----

漁業調整室

副主任	赤井	紀子
主任	秦	正樹
技師	丸山	俊輔

海区委員会事務局

局 長 植田 豊
書 記 小林 武

6 傍聴者

なし

7 付議事項及びその結果

第1号議案 令和7年度における各種漁業の入会調整について
(結果) 原案どおり決定した。

8 議事の概要

小林書記(香川海区)

定刻より少し早いですが、出席予定の委員さんが皆様お揃いになりましたので、第63回広島・香川連合海区漁業調整委員会を開会いたします。私は、本日の事務局を務めます、香川海区漁業調整委員会事務局の小林と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本委員会の委員定数は、委員会規程第2条の規定によりまして12名でございます。本日は11名の委員さんが御出席でございますので、委員会規程第7条の規定により委員会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本連合委員会の会長ですが、令和3年度の委員会におきまして、任期中の前半の2年間は広島海区で、後半の2年間は香川海区で選出することに決定していますので、本日の委員会の会長については香川海区の北尾会長に、また、会長代理については広島海区の北田会長に務めていただくことになっております。

それでは、開催に当たりまして、北尾会長から御挨拶をお願いいたします。

北尾会長(香川海区)

皆様、こんにちは。本日は、広島・香川連合海区漁業調整委員会のご案内をしたところ、大変お忙しい中、委員の皆様にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、北田会長をはじめ、広島海区委員の皆様、広島県水産課並びに事務局の皆様、本日は遠路高松までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃、両県海域の漁業調整、水産振興に御尽力いただき、心より敬意を表する次第でございます。

さて、平成30年に漁業法が改正され、令和2年から施行されました。我々は第1期の海区委員会でしたが、3月で何とか満了ということでございます。今回の漁業法改正につきましては、水産業の成長産業化を図るということで、漁業法とTAC法が一緒になりまして、今後は、特に資源管理については漁獲可能量をベースに進めていく

とのことでございます。当海域におきましてもカタクチイワシが、1月からTACの対象になります。また、漁業権についても外部の企業も入れるようにということで、従来は地元業者が優先だったのですが、それも廃止されたとのことで、非常に気がかりではございます。特に、TACにしろ、漁業権にしろ、実績がものを言うということで、一定量を獲っていないと、TACも次に量を減らされるかもしれませんし、漁業権についても、従来の漁業者が適切に活用していなければ、次は認めないということになっています。このため、無理な実績づくりが、逆にマイナスになるのではないかと意見もでございます。いずれにしても、次の世代の漁業者自身に、地元の漁場を有効活用してもらうのが一番だと願っております。

本日は令和7年度における各種漁業の入会調整について御審議いただくわけですが、慎重な審議をよろしくお願いいたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

小林書記（香川海区）

続きまして、開催県であります香川県水産課の柏山課長から挨拶を申し上げます。

柏山課長（香川県水産課）

香川県水産課の柏山でございます。本日は両海区の委員の皆様方、大変お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。両県の委員の皆様方におかれましては、日頃より漁業調整はもとより、各種の水産振興に御尽力いただいておりますことに、心からお礼を申し上げたいと思います。

また、本日の広島・香川連合海区漁業調整委員会は63回ということで、半世紀を超えて、両県漁業者の操業機会の確保や入会海区における円満な操業について、その時々の漁業状況の変化や操業状況に応じて、両海区の委員や地元漁業者間で協議を行うなど、先人の方々が大変御苦勞をしながら連綿と取り組まれたものであり、深く敬意を表するものでございます。

さて、香川県では、瀬戸内海を舞台に、3年に一度、瀬戸内国際芸術祭を開催しております。また窓の外に見えております県立アリーナは昨日オープンいたしました。色々なイベントが行われ、瀬戸内海を舞台にした香川の魅力を発信していくことになっています。この瀬戸内海のアートや情報発信だけではなく、やはり漁業者や生活の場として、四季折々の水産物を生産し、それを県民の皆様方に優良な水産物として供給する漁業生産の場が、重要な役割であると考えております。

しかしながら、近年、特にカレイとか、エビ、タコ、貝類等の、いわゆる底物の漁獲量が激減してございます。この瀬戸内海を豊かな海に再生するための取組みを進めていくことが必要だと考えております。香川県では豊かな海を取り戻すための各種施策、藻場造成とか、海底耕うんにつきまして、中長期的な取組みが必要であると考えており、今後取り組んでいこうと考えております。漁業者の皆様方をはじめ、隣接し

ております広島県の行政、研究機関の皆様方とも連携して取組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

結びに当たりまして、本日の議案にごございます入漁協定が無事締結されることを祈念いたしますとともに、両県の漁業者の方々の大漁と操業安全を祈願いたしまして、簡単ではございますが、開催県としての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いします。

小林書記（香川海区）

ありがとうございます。続いて、訪問県の広島県水産課の横内課長から、ご挨拶をお願いします。

横内課長（広島県水産課）

昨年4月から広島県水産課長をしております横内でございます。どうぞよろしくお願いします。広島・香川連合海区漁業調整委員会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御出席の皆様方には、日頃から漁業調整をはじめ、水産振興に御尽力いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。また、香川県及び香川海区事務局の方々にはお忙しい中、開催準備をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

瀬戸内海の漁業を取り巻く環境といたしましては、海水温の上昇や貧栄養による漁場環境の変化が大きく、本県のカキ養殖におきましては、夏場の高水温の影響で、死んでいるカキが多く、また中小漁業におきましては、漁獲量が著しく減少するなど、影響が大きくなっています。このような状況の中、本県のカキ養殖におきましては、デジタル技術を活用した効率的で安定的な養殖を目指すとともに、輸出拡大を見据えた生産体制の構築を図っているところでございます。

海面漁業におきましては、海底耕うんによる底質の改善や香川県がすでに策定されております栄養塩類管理計画の策定を目指した取組みなど、効果的な資源回復の方策を探っているところでございます。

また、四季折々の多種多様な旬の瀬戸内海の魚について、漁師、流通、飲食関係者が一体となり、「瀬戸内さかな」などのロゴマークを活用しながら、情報発信し、県民や観光客の目に留まることで、ブランド化が図られ、消費拡大や漁家所得が向上するよう取組んでいるところでございます。

こうした中、県内の漁場が非常に狭い本県の漁業者にとりまして、隣接県であります香川県の漁場は、より一層重要性を増しているところでございます。香川県の関係者の皆様方の御理解のもと、引き続き多くの本県漁業者を受け入れていただいていることにつきまして、深くお礼を申し上げる次第でございます。今後とも、円満な入会調整のため、漁業秩序の維持と関係法令の遵守を図って参りたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

最後になりますが、本日の入漁協定が円満に締結できますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

小林書記（香川海区）

ありがとうございました。それでは、続きまして、香川海区の委員の御紹介をさせていただきます。

（委員の紹介）

続きまして、広島海区委員の御紹介を広島海区事務局からお願いします。

福地次長（広島海区）

広島海区事務局の福地と申します。よろしくお願いいたします。それでは、広島海区委員の紹介をさせていただきます。

（委員の紹介）

なお、樋口委員につきましては、本日出席の予定でしたが、インフルエンザにかかったということで朝連絡がありまして、欠席させていただいております。以上でございます。

小林書記（香川海区）

ありがとうございました。本日出席の両県行政及び事務局の職員につきましては、配付しております名簿を確認いただければと思っております。議事に入ります前に、傍聴者についてですが、本日、傍聴者の出席はないことを御報告いたします。

それでは、本委員会の議長でございますが、慣例により本委員会の会長が務めることとしておりますので、以後の運営を北尾会長にお願いいたします。

北尾議長（香川海区）

それでは、本委員会の議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、私から議事録署名人を指名させていただきます。香川海区は嶋野委員、広島海区は山田委員にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

第1号議案「令和7年度における各種漁業の入会調整について」を上程します。

まず、香川海区からの入漁希望について、説明をお願いします。

小林書記（香川海区）

それでは、お手元の資料の議案書1頁目を御覧ください。香川海区から広島海区への入漁希望について、説明させていただきます。まず、瀬戸内海機船船びき網でございます。希望統数は27統でございます。漁業時期は7月1日から12月31日、操業区域は古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以东の広島県海面でございます。漁協は伊吹19統、三

豊市（旧大浜） 1 統、観音寺 3 統、西かがわ（旧豊浜町） 1 統、三豊市（旧仁尾町） 3 統でございます。続いて、流し刺し網でございます。さわら流し刺し網とまながつお流し刺し網でございますが、統数は 19 統、漁業時期はさわら流し刺し網が 4 月 20 日から 6 月 20 日、まながつお流し刺し網が 6 月 21 日から 10 月 31 日、操業区域は旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）でございます。漁協は三豊市（旧栗島、旧志々島） 4 統、西かがわ（旧大野原） 2 統、観音寺 6 統、詫間（旧箱浦） 1 統、伊吹 6 統でございます。続いて、たこ壺漁業でございます。統数は 9 統、漁業時期は 5 月 1 日から 12 月 31 日、操業区域は田島東端から円上島見通し線以东の広島県海面、漁協は三豊市（旧志々島）の 9 統でございます。次に、小型機船底びき網漁業の手繰第 2 種と手繰第 3 種を合わせて 320 統の希望でございます。漁業時期は手繰第 2 種が 1 月 1 日から 12 月 31 日、手繰第 3 種が 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日、操業区域は手繰第 2 種が大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面でございます。手繰第 3 種の操業区域につきましては、先ほどの手繰第 2 種の区域のうち、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸 500 メートル以内の海面を除く区域でございます。漁協は三豊市、観音寺市内の各漁協の 320 統でございます。続いて、ごち網でございます。希望は 3 統、漁業時期は 4 月 20 日から 5 月 31 日、操業区域は旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）でございます。漁協は詫間（旧箱浦） 2 統、三豊市（旧三崎） 1 統でございます。最後に、いかなご袋待網でございます。希望は 8 統、漁業時期は 3 月 1 日から 3 月 31 日、操業区域は旧備後海区海面で操業区域は、ごち網と同様でございます。漁協は詫間（旧箱浦）、三豊市（旧三崎、旧志々島）合計で 8 統でございます。右の欄に、それぞれの漁業の令和 6 年度実績を示しております。

令和 7 年度の希望は合計で 386 統ございまして、入漁数、漁業時期、操業区域、漁協別内訳ともに、令和 6 年度と同様でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

房尾技師（広島海区）

広島海区事務局の房尾と申します。それでは、議案書の 2 頁を御覧ください。令和 7 年度の広島海区から香川海区への入漁希望について御説明いたします。表の左から漁業種類、統数、漁業時期、操業区域、漁協名について、上から順に御説明します。まず、瀬戸内海機船船びき網でございます。統数は 10 統、漁業時期は 7 月 1 日から 12 月 31 日まで、操業区域は大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面でございます。入漁を希望する漁協は走島です。なお、備考欄に記載のとおり、入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げることが、条件として定められております。次に、さごし巾着網でございます。

統数は7統、漁業時期は6月1日から7月31日まで、操業区域は先ほどの瀬戸内海機船船びき網と同じ区域でございます。入漁を希望する漁協は走島です。なお、備考欄に記載のとおり、許可申請にあたっては所属組合の意見書を添付すること、入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げることが、条件として定められております。次に、きすさし網でございます。統数は48統、漁業時期は6月1日から7月31日まで、操業区域は六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除くところでございます。入漁を希望する漁協の内訳は、走島が40統、浦島が5統、鞆の浦が3統の計48統でございます。次に、さわら流しさし網でございます。統数は2統、漁業時期は4月20日から6月15日及び9月1日から11月30日まで、操業区域は瀬戸内海機船船びき網と同じ海域でございます。入漁を希望する漁協は走島でございます。次に、まながつお流しさし網でございます。統数は10統、漁業時期は6月1日から9月30日まで、操業区域は三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面でございます。入漁を希望する漁協は走島でございます。次に、いかなご込網でございます。統数は30統、漁業時期は3月1日から4月30日まで、操業区域は先ほどのきすさし網と同じ海域となっております。入漁を希望する漁協は走島でございます。次に、延なわでございます。統数は20統、漁業時期は1月1日から12月31日まで、操業区域は旧西讃海面（三豊市、観音寺市地先海面）となっております。入漁を希望する漁協の内訳は、吉和が10統、鞆の浦が10統の計20統でございます。最後に小型機船底びき網でございます。手繰第2種と手繰第3種を合わせまして251統の入漁希望でございます。漁業時期は手繰第2種が1月1日から12月31日まで、手繰第3種が12月1日から翌年3月31日までとなっております。操業区域は六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面となっております。入漁を希望する漁協の内訳は、鞆の浦が67統、走島が40統、田島が25統、横島が32統、吉和が60統、尾道が2統、千年が9統、因島市が14統、浦島が2統で、今年度と同数の計251統でございます。

以上、広島海区から香川海区への入漁希望統数の合計は378統で、組合別の統数も今年度と同様となっております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

北尾議長（香川海区）

以上で、両県からの入漁希望について説明が終わりました。これより審議に入ります。委員の皆様の御意見、御質問をお願いします。

委員一同（広島・香川海区）

ありません。

北尾議長（香川海区）

それでは、御意見は無いようですので、採決に移りたいと思います。第1号議案「令和7年度における各種漁業の入会調整について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同（広島・香川海区）

はい。

北尾議長（香川海区）

異議なしということでございますので、第1号議案「令和7年度における各種漁業の入会調整について」は、原案のとおり決定させていただきます。

北尾議長（香川海区）

続いて、その他でございますが、委員の皆様、何かございますか。

（委員から発言なし）

北尾議長（香川海区）

委員からの発言はないようですが、両県の事務局からも何かありませんか。

（両県事務局から発言なし）

無いようでございますので、これで本日の連合海区漁業調整委員会を終了させていただきます。円滑な議事の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

（終了時刻：午後2時19分）

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和7年2月25日（火）

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員